

※田園調布出張所使用欄 No. \_\_\_\_\_

所長	事務係	技術係	管理係

平成 年 月 日

国土交通省京浜河川事務所  
田園調布出張所 殿

住 所  
団 体 名  
氏名(代表者名) 印  
連 絡 責 任 者  
T E L  
(当日における緊急連絡先 )

## 河川の一時使用届

下記の通り河川敷地の一時使用について届け出ます。

記

河川の名称	多摩川水系	多摩川	左・右	岸
使用場所				
使用目的				
使用器具類				
期 間	自) 平成	年	月	日
	至) 平成	年	月	日
				時から
				時まで
使用人数	人	使用面積	㎡	
遵守事項	<p>本件の使用がほかの河川利用者に優先するなどの権利は一切発生するものではないことを承知し、河川の使用にあたっては、以下の事項を遵守します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>河川内を使用する場合は、河川に関する法令の規定を遵守します。</li> <li>他の河川使用者の利用に対し、十分注意します。</li> <li>使用後は原状回復を行いゴミを持ち帰るなど清潔の保持に努めます。</li> <li>火気の使用にあたっては直火は禁止とし、また十分注意を払い、必要がある場合には、事前に消防署に届け出ます。</li> <li>周辺住民等から苦情の出た際は、速やかに届け出をした者の責任において処理します。</li> <li>河川管理施設等に損傷を与えた時、あるいは第三者に損害を与えた場合は、すみやかに出張所長に届け出て、その指示に従います。 また、原状回復までに要する費用はすべて届け出をした者が負担対応します。</li> <li>河川内への車の乗り入れはしません。</li> <li>使用者は、気象情報に注意し、出水等の恐れがある場合は、自らの責任において対処します。</li> </ol>			
その他	<p>雨量・水位情報についてはここで見られます。                  京浜河川事務所ホームページ <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index033.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index033.html</a>                  " (携帯用) <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/m/">http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/m/</a>                  雨量・水位情報テレフォンサービス TEL 045-503-5515                  田園調布出張所 TEL 03-3721-4288                  FAX 03-3721-4289</p>			





住所 東京都世田谷区

- 4

